

◆ 国賠名

ハンセン病国賠

原告	ハンセン病療養所入所者ら 596 名
原告代理人	豊田誠 他 43 名（東京） 徳田靖之他 135 名（熊本） 平井昭夫他 79 名（岡山）
被告	国（厚生省・国会）
事件の概要	<p>戦前・戦後を通じた「らい予防法」によりハンセン病元患者・快復者は、強制隔離や強制労働、断種・墮胎などの数々の人権侵害を被った。人間として自由に生きる権利を剥奪された。</p> <p>98 年 7 月に熊本地方裁判所において、99 年 3 月に東京地方裁判所において、99 年 9 月に岡山地方裁判所において、国の責任を追及し、またハンセン病に対して根強く残る偏見差別を取り除くため、訴訟を提起。マスコミでの謝罪広告とひとり 1 億 1500 万円の損害賠償を求めている。2001 年 5 月 11 日熊本地裁 勝訴判決。国の控訴断念により確定。</p> <p>東京・岡山地裁の訴訟は国との和解が成立</p>
結果	勝訴、和解